

第2章 電気通信機器の基準認証制度

1. 基準認証制度とは

基準認証制度とは、電気通信機器（端末機器及び特定無線設備）をはじめ、電気用品、医薬品など様々な分野の製品について、消費者保護や取引の効率化等を目的として、遵守すべき技術基準を設定し、各製品がその基準を満たしているかどうかを確認する制度である。

遵守すべき技術基準や認証の手続きは法令で定められ、基準を満たさない製品の流通・使用を事前に防ぐことができる仕組みとなっています。また、万一基準に適合しない製品の流通・使用が発生した場合、改善命令や回収命令等の事後措置を定めているものもある。

2. 電気通信機器の基準認証制度

電気通信ネットワークは、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なものであり、災害発生時には、緊急連絡手段としてライフラインの役割を担うものです。また、電波は、電気通信サービスの提供だけでなく、船舶・航空機の航行の安全、警察、防衛等の社会秩序の維持等広範な役割を担うものです。

よって、技術基準に適合しない電気通信機器が使用されると、電気通信ネットワークへの損傷や無線通信への混信・妨害等が発生し、重要通信や企業活動、国民の生命・安全等に支障を及ぼすおそれがあります。そのため、電気通信機器の技術基準を定め、個々の機器が基準に適合していることを法令に基づいて確実に担保することが必要です。

このため、我が国においては、端末機器の基準認証制度については「電気通信事業法（以下「事業法」）」において、無線設備の基準認証制度については「電波法」において、国の認証制度として制定されています。

また、グローバルな市場競争及び流通の促進を目的に、日本と欧州共同体加盟各国及びシンガポールとの間で特定の電気通信機器を輸出入する場合、「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（MRA（Mutual Recognition Agreement）法）」に基づき、輸出側の国において行われた基準適合性評価手続きの結果を輸入側の国において受け入れる制度が設けられています。

3. 電波法における基準認証制度の概要

(1) 無線設備の技術基準（電波法第3章）

無線設備の技術基準については、

- ・送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない（電波法第28条）
- ・受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない（電波法第29条）

等と規定されており、総務省令で定める技術基準の詳細については「無線設備規則」等において定められています。

(2) 技術基準適合証明等の手続（電波法第 38 条の 6 等）

特定無線設備の製造業者等からの申請を受けて、登録証明機関は、特定無線設備（又は特定無線設備の工事設計）の技術基準への適合について、特定無線設備の工事設計、試験データ等をもとに審査を行います。審査の結果、適合しているときは、特定無線設備に省令で定める表示を付します（特定無線設備の工事設計認証の場合は、申請者が個々の特定無線設備に表示を付します。）。

法令に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として、法律上特別な地位が与えられることとなります。

（技術基準適合証明の詳細 第 3 章へ）

（工事設計認証の詳細 第 4 章へ）

(3) 技術基準適合自己確認の手続（電波法第 38 条の 33 等）

技術基準適合自己確認を行おうとする者は、自ら無線設備の試験を実施し、当該無線設備の工事設計（製品の設計図に相当）が技術基準に合致すること、及びその工事設計に基づいて生産・輸入される無線設備のいずれもが工事設計に合致することを確保できること（設計図どおりに生産等されること）を確認したとき、総務大臣に対して自己確認の届出をすることができます。（電波法第 38 条の 33 第 3 項）。

この場合、届出業者は、自己確認の記録を作成し、保存（電波法第 38 条の 33 第 4 項）を行うとともに、自己確認の届出を行った無線設備を製造する場合等に検査を行い（電波法第 38 条の 34 第 2 項）、当該無線設備が工事設計に合致するとき、総務省令で定める表示を付すことが可能となります。（電波法第 38 条の 35）

（技術基準適合自己確認制度の詳細 第 5 章へ）

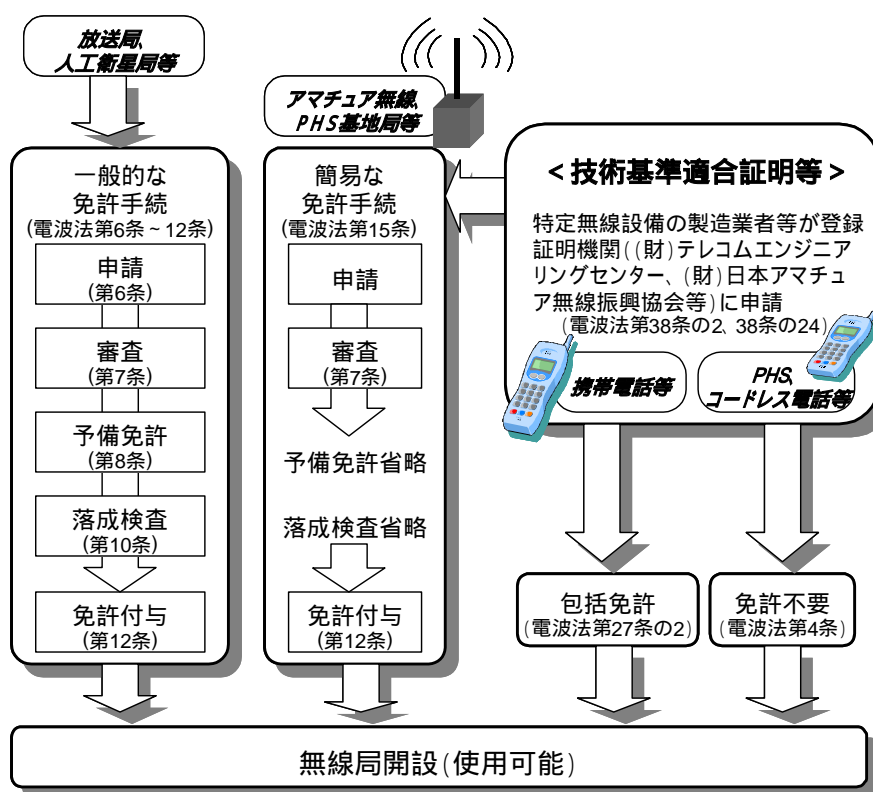
(4) 適合表示無線設備の効果 ～ 免許手続の簡素化等

有限希少な資源である電波の利用は世界的に免許制度の下で行われています。我が国においても、電波の公平かつ能率的な利用を確保する目的から、無線局の開設にあたっては、原則として総務大臣の免許を受けなければならないこととされています。（電波法第 4 条）。

また、無線局で使用される無線設備又は無線設備の工事設計は、法令で定める技術基準に適合しなければならないこととなっています。それについては、免許申請の審査を行うとともに免許を付与する前に総務大臣が行う落成検査により担保しています（電波法第 10 条）。

適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となります。また、認証を受けたパーソナル無線については、免許の有効期間を通常より長くすることとしています。

図 無線局の免許手続と技術基準適合証明等の関係



(5) 登録証明機関の要件 (電波法第 38 条の 3 等)

小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの(「特定無線設備」)について、電波法第 3 章に定める技術基準に適合していることの証明の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとし、登録の基準その他の所要の規定を設けられています。

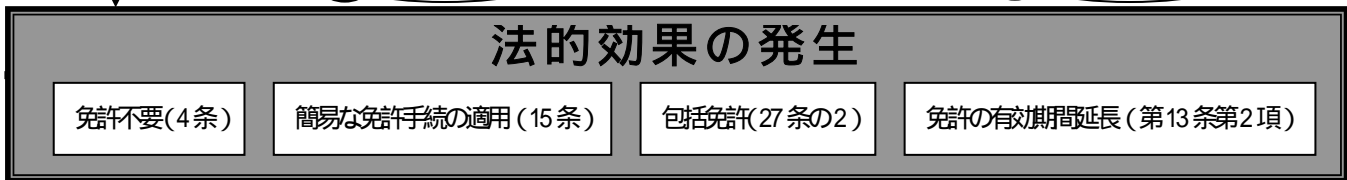
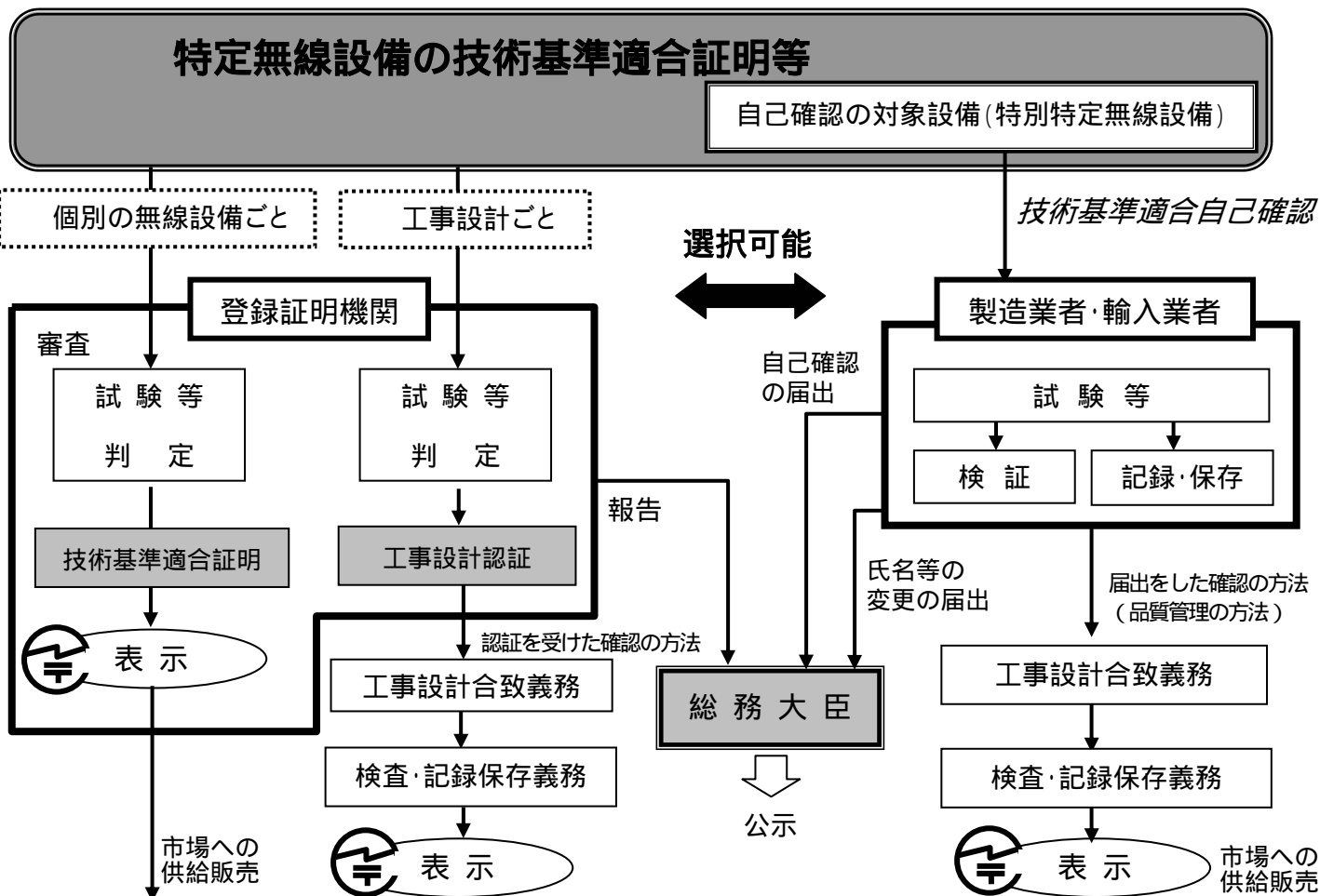
(6) 妨害等防止命令等の事後措置

基準不適合機器の発生等の事態に対しては、総務大臣は、関係者に報告徴収・立入検査等を実施し、必要に応じて、特定無線設備等の提出(電波法第 38 条の 21 等)、認証取扱業者等に対する措置命令(電波法第 38 条の 27 等)、表示が付されていないものとみなしの処分(電波法第 38 条の 23 等)、妨害等防止命令(電波法第 38 条の 22 等)、表示の禁止命令(電波法第 38 条の 28 等)等の行政処分を行います。

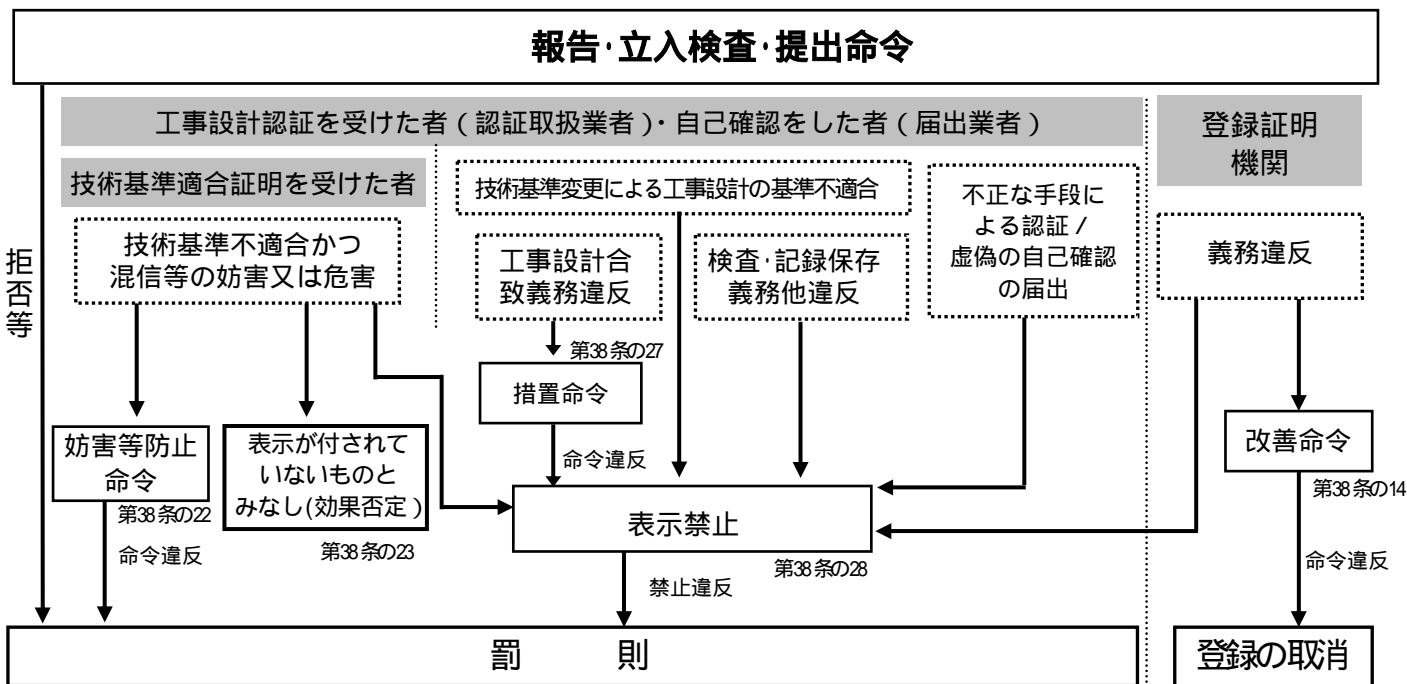
(7) 承認証明機関制度 (電波法第 38 条の 31 等)

外国の基準認証制度に基づいて当該外国において認証を行う認証機関が、総務大臣の承認を受けることにより、当該外国の製造業者等が取り扱う我が国において使用される特定無線設備の技術基準適合証明及び特定無線設備の工事設計認証を行ったとき、当該特定無線設備を我が国の技術基準適合証明を受けた適合表示無線設備として法的効果を与えることとされている。

電波法の登録証明機関制度及び自己確認制度のフローチャート



事後措置



技術基準の変更により工事設計が基準不適合となる場合、また外国取扱業者の場合は、報告拒否、虚偽報告、検査忌避したときも表示禁止の対象となる。
罰則として、他に紛らわしい表示、表示の除去義務違反

4 電気通信事業法における基準認証制度の概要

(1) 端末設備の技術基準（事業法第 52 条）

端末設備の技術基準については、

- ・ 電気通信回線設備の損傷、機能への障害の防止
- ・ 電気通信回線設備を利用する他の利用者への迷惑の防止
- ・ 電気通信回線設備と端末設備との責任分界点の明確化

を確保するものとされており、その詳細は「端末設備等規則」において定められています。

(2) 技術基準適合認定の手続き（事業法第 53 条等）

端末機器の製造業者等からの申請を受けて、総務大臣、登録認定機関は、端末機器（又は端末機器の設計）の技術基準への適合について、端末機器の設計、試験データ等をもとに審査を行います。審査の結果、適合しているときは、端末機器に省令で定める表示を付します（端末機器の設計の認証の場合は、申請者が個々の端末機器に表示を付します。）

法令に従って表示を貼付した端末機器は、法律上特別な地位が与えられることとなります。

（技術基準適合認定の詳細 第 3 章へ）

（設計認証の詳細 第 4 章へ）

(3) 技術基準適合自己確認の手続（事業法第 63 条等）

技術基準適合自己確認を行おうとする者は、自ら端末機器の試験を実施し、当該端末機器の設計（製品の設計図に相当）が技術基準に合致すること、及びその設計に基づいて生産・輸入される端末機器のいずれもが設計に合致することを確保できること（設計図どおりに生産等されること）を確認したとき、総務大臣に対して自己確認の届出をすることができます。（事業法第 63 条第 3 項）。

この場合、届出業者は、自己確認の記録を作成し、保存（事業法第 63 条第 4 項）を行うとともに、自己確認の届出を行った端末機器を製造する場合等に検査を行い（事業法第 64 条第 2 項）、当該端末機器が設計に合致するとき、総務省令で定める表示を付すことが可能となります。（事業法第 65 条）

（技術基準適合自己確認制度の詳細 第 5 章へ）

(4) 法令に従って表示を貼付した場合の効果～接続検査の不要化

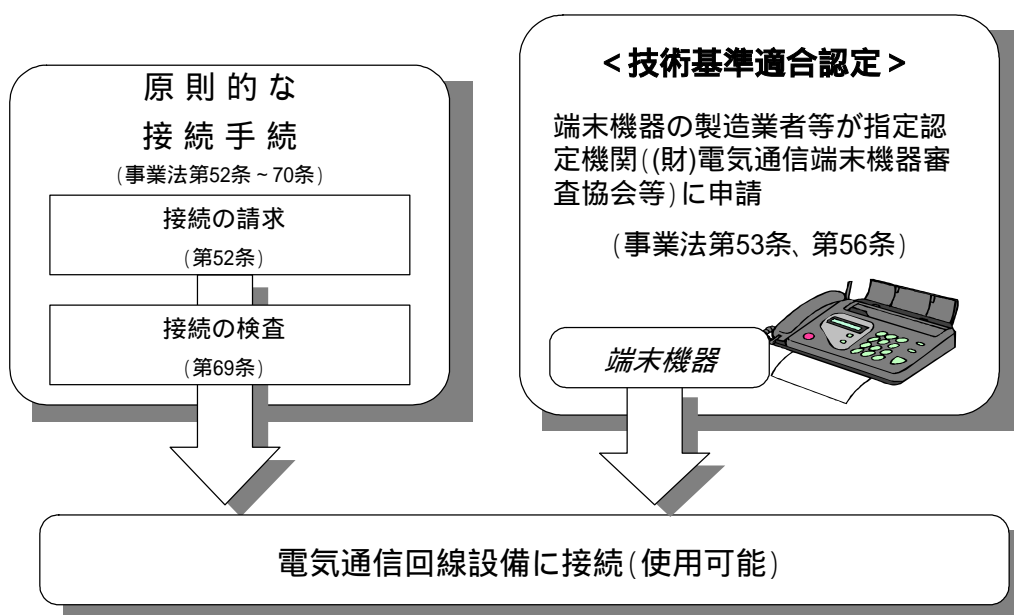
端末機器を電気通信回線に接続し使用する場合、原則として利用者は、電気通信事業者の接続の検査を受け、当該端末機器が技術基準に適合していることを確認する必要があります。

ただし、技術基準に適合し総務省令で定める表示を貼付している場合には、当該端末機器の利用者は、電気通信事業者による接続の検査を受ける必要がなくなるという効果が生じます。（事業法第 69 条第 1 項）

他方、経年変化等により技術基準不適合と推認される場合には、電気通信事業者による接続検査が必要となり、不適合が確認されれば、端末機器の取り外し等の措置がとられること

となります。

図 電気通信事業法の基準認証制度の概要



(5) 登録認定機関の要件 (事業法第 87 条等)

端末機器について、技術基準に適合していることの認定の事業を行う者は、次の基準のすべてを満たす場合に、総務大臣の登録を受けることができます。

- ・知識経験を有する者が認定を行うものであること
- ・較正等を受けた測定器等を使用して認定を行うものであること
- ・業務の公正な実施が可能であること

なお、登録にあたって、事業法、電波法等の違反等について欠格要件を定めています。

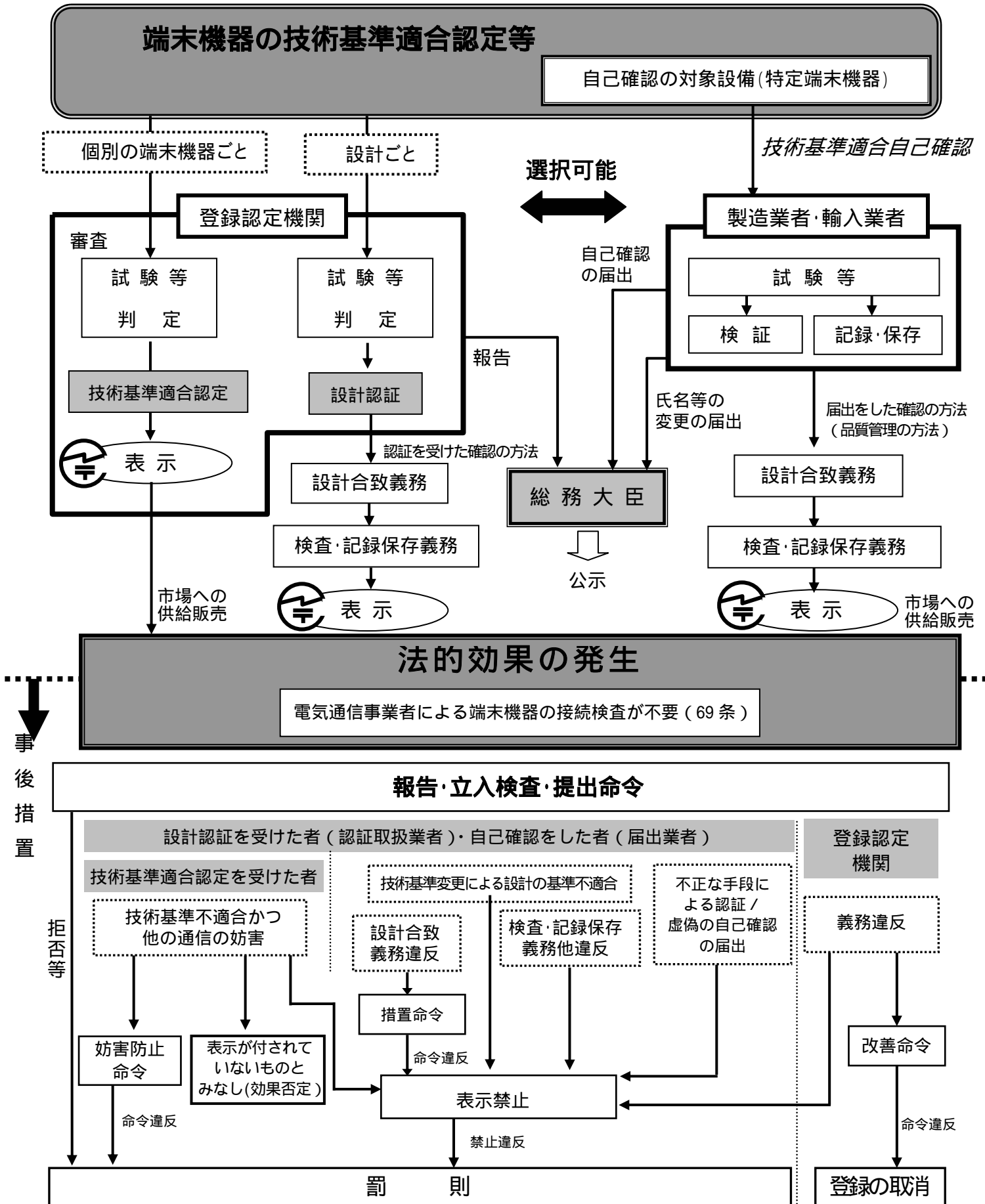
(6) 妨害防止命令等の事後措置 (事業法第 54 条)

基準不適合機器の発生等の事態に対しては、総務大臣は、関係者に対する妨害防止命令 (事業法第 54 条等)、表示が付されていないものとみなしの処分 (事業法第 55 条等)、措置命令 (事業法第 59 条等)、表示の禁止命令 (事業法第 60 条等)、報告徴収・立入検査等を実施し、必要に応じて、端末機器等の提出 (事業法第 167 条等) 等の行政処分を行います。

(7) 承認認定機関制度 (事業法第 104 条等)

外国の基準認証制度に基づいて当該外国において認証を行う認証機関が、総務大臣の承認を受けることにより、当該外国の製造業者等が取り扱う、我が国において使用される端末機器の技術基準適合認定及び設計の認証を行ったとき、当該端末機器を我が国の技術基準適合認定等を受けたものと同等のものとして法的効果を与えることとされています。

電気通信事業法の登録認定機関及び自己確認制度のフローチャート



技術基準の変更により設計が基準不適合となる場合、また外国取扱業者の場合は、報告拒否、虚偽報告、検査忌避したときも表示禁止の対象となる。
罰則として、他に紛らわしい表示違反

5 MRA法における基準認証制度の概要

(1) 我が国から外国へ輸出する場合の認証制度

相互承認に関する協定に基づき、我が国から外国（現在は協定の相手国である欧州共同体及びシンガポール共和国）へ輸出する電気通信機器について、総務大臣の認定を受けた国内の認証機関（認定適合性評価機関）が認証した結果を、外国は外国の認証機関が認証したものと同等のものとして受け入れます。 MRA: Mutual Recognition Agreement

認定適合性評価機関

国内の認証機関は、総務大臣等により、適合性評価機関として、認定を受けることができます（MRA法第3条）。

認定適合性評価機関は、国内の製造業者等の申請を受けて、外国の法令に定める電気通信機器について、外国の法令に定める技術基準への適合について審査を行い、認証を行います（MRA法第2条）。

(2) 外国から我が国へ輸入される場合の認証制度

外国（同）から我が国へ輸入される電気通信機器について、我が国は、外国の認証機関（登録外国適合性評価機関）が認証した結果を、国内の認証機関が認証したものと同等のものとして受け入れ、事業法・電波法における法的効果を与えます。

登録外国適合性評価機関

外国の認証機関は、外国の指定当局により、外国適合性評価機関として登録を受けることができます（MRA法第29条）。

登録外国適合性評価機関は、外国の製造業者等の申請を受けて、端末機器・特定無線設備又はその設計・工事設計について事業法・電波法に定める技術基準への適合について審査を行います。審査の結果、適合していることが認証された場合、総務省令で定める表示を付します（設計・工事設計の認証の場合は、申請者が個々の端末機器・特定無線設備に表示を付します）（MRA法第31条～34条）。

事業法・電波法の特例

登録外国適合性評価機関が認証し表示が付された端末機器・特定無線設備については、登録認定機関又は登録証明機関が認証したものと同一端末機器・適合表示無線設備とみなします（MRA法第31条、33条）。

即ち、登録外国適合性評価機関の認証を受けた端末機器は、電気通信事業者による接続検査を受けずに、電気通信ネットワークに接続することができます。また、登録外国適合性評価機関の認証を受けた特定無線設備は、免許制度の特例措置として、簡易な免許手続き等が可能となります。

図 相互承認の概要（日本から輸出の場合）

